

警戒区域 再編に反対する 要望活動について



区域見直しに先立ち6月28日に榑葉町議会において、国の各機関に対し、警戒区域再編に反対する要望活動を行いました。

福島第一原発20km圏内を「特別区」とし最大限考慮することや原発事故の溶融燃料等、冷却システムの確立や汚染水の地下浸透防止、放射性物質の空間への放出防止等速やかな事故の完全収束を図ること、第一原発20km圏内の財物賠償については全損扱いとする、室内

1mSv/年の空間線量率を達成するため、家屋の雨漏り修理等を先行実施し除染の徹底を図る、上・下水道、電気等インフラ整備の復旧を早期に実施する、避難住民の住宅購入等に係る消費税の減免措置を図ることなどを復興省及び環境省、国土交通省、経済産業省、官邸、民主党へ直接訪問し各副大臣や官房副長官等と面会し要望を行い、意見書を提出しました。

6月定例会

平成24年第4回6月定例議会は、6月12日から14日までの3日間の会期で、檜葉町いわき出張所谷川瀬分室で行われました。

条例制定など7件の議案と委員会発議が4件、補正予算、専決承認2件、同意1件、推薦1件について審議しました。

提出された議案は、慎重に審議した結果、条例制定1件が否決、他の案件については、原案どおり可決となりました。

補正予算

●平成24年度一般会計補正予算（第1号）

予算総額に8億7百万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ61億3千9百万円とし、主に災害復旧に係る予算であり、原案のとおり可決。

主な内容は、災害復興基金及び除染対策費用や災害救助費等となります。

制 定

●一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定（賛成少数により否決）

本格的な復旧・復興業務を執行するにあたり専門知識を有する職員が必要となるため制定。

《反対意見》

- ・内容が不十分、もう一度精査するべき。
- ・区域見直しに関わる案件であるため、意向調査や懇談会等の時期も勘案し、次期定例会での審議が良い。

《賛成意見》

- ・復興、復旧を最優先に考えれば本制度が必要である。

改 正

●課設置条例の改正

町民が避難している状況の中、行政組織の一部見直しを行い臨機応変な行政サービスを提供するため改正。

●印鑑登録及び証明に関する条例の改正

外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録証明書等に係る整備が必要となるため改正。

●応急仮設住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例の改正

会津美里町宮里応急仮設住宅専用の合併処理浄化槽設置に伴い、新たに使用料を定めるため改正。

《委員会発議》

●地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会において新たに議決すべき事件を定める条例の改正

地方自治法の一部改正に伴い、東日本大震災からの復興を図るための基本構想及び基本計画を議会において議決すべき事件として定めるため改正。

●檜葉町議会委員会条例の改正

町の行政組織一部見直しに伴い、各委員会の所管を変更するため改正。

変 更

●福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更

住民基本台帳法の一部改正に伴い、構成市町村の共通経費負担金の算定基準を変更するため規約の一部を変更。

同 意

●副町長の選任

| 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|-------|-------|
| 副町長 | 穴戸 陽介 | 福島県職員 |

推 薦

●農業委員会の推薦

| 住 所 | 氏 名 |
|---------|---------|
| 大谷字西代 | 志 賀 シメ子 |
| 山田浜字上ノ代 | 大和田 幹 夫 |
| 井出字木屋 | 鈴 木 恒 男 |



東日本大震災並びに原子力災害に関する 特別委員会 《委員会発議》

| 件 名 | 委員会の意見 |
|----------------|---|
| 警戒区域再編に反対する決議 | 原発の現状は、政府の事故収束宣言とは程遠く危険な要素、数値ばかりであるため、警戒区域再編は時期尚早であり、原発災害「緊急時対応応急復旧対策」同様の除染・インフラ特別区などの形態を要求するものであるとの考えから、町に対し、警戒区域再編に反対する決議を提出する。 |
| 警戒区域再編に反対する意見書 | 同様の意見により、衆参両議院の議長及び内閣総理大臣、復興省、環境省、総務省、経済産業省の各大臣に対し、意見書を提出する。 |

第5回

7月臨時会

開議：平成24年7月19日

■ 檜葉町国民健康保険税条例の改正

檜葉町国民健康保険被保険者の医療費の増加を受け加入者の所得状況などから従来の税率では不足が生じるため改正するものであり、原案のとおり可決。

■ 建設工事委託に関する協定の締結

東日本大震災により中断していた、北地区浄化センターの汚泥処理施設建設工事及び南地区浄化センターの水処理施設建設工事の委託協定を日本下水道事業団と締結するためのもので、原案とおり可決。

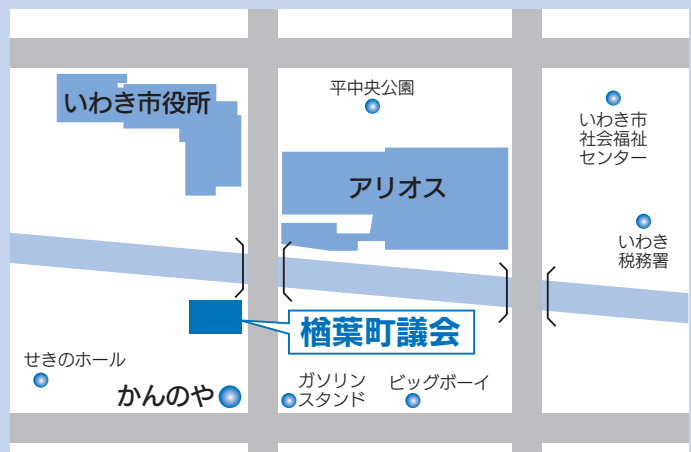
次の定例会は、9月に開かれます

— みなさんの傍聴をお待ちしております —

◆ 傍聴されるときは、次のことを守ってください。

- * 議員の言論に対して批判しないこと。
- * 帽子、外とう類を着用しないこと。
- * 議事を妨げるような行為をしないこと。
- * 傘、杖、カメラ、録音機器を携帯しないこと。

所在地 〒970-8036
福島県いわき市平谷川瀬1丁目1-1
☎0246-25-5561



町政と問う いっぱん質問



青木 基 議員

□警戒区域再編の課題と対応について

問 警戒区域見直しは、具体的にどう判断するのか。安易な区域見直しは町民へのミスリードにつながり結果的に住民利益に反する。

答 区域見直しは住民意向調査、町政懇談会、議会をはじめ町民の理解を得ながら総合的に判断したい。

問 区域見直しは時期尚早。区域解除せず、住民には通行証を交付し、除染・インフラ復旧は原発立地地域の特別措置として緊急事態応急対策同様の作業形態を国に要望すべき。

答 警戒区域を解除しないと除染、インフラ復旧が難しい。これまでも国へ再三要望したが困難な状況。今後とも引き続き要望したい。

□中間貯蔵施設設置の諸問題について

問 設置すれば住民の帰還意識はなえる。若者世代は帰町せず高齢者だけ戻っても限界集落となり廃町の道をたどるのは明らか。設置は郡全体の問題として検討すべき。

答 町内への中間貯蔵施設設置は反対である。しかし自分の町から出たゴミは自分のところで保管するしかないと考える。今後、郡内8町村と県を交えた協議会の中で慎重に検討していく。

□低線量被ばくの健康管理と医療保障制度確立について

問 住民の健康管理対策は、復興に向けた最重要課題であり住民への放射線健康管理手帳等を配布するなどの健康対策が必要である。万一健康障害があれば損害賠償のシステム構築が重要である。

答 永久的な被災住民の健康保持の観点から重要と考える。今後国への要望等を継続する。

□広域行政連携による町内への仮の町構想について

問 浪江、双葉、大熊、富岡の4町は仮の町を具体的に検討している。川内村、広野町は先行して受入構想を示すが、当町はどのように受け止めるのか。

答 仮の町は現行法上難しいが警戒区域再編後、避難指示解除準備区域が解除されれば郡内住民の当町への受け入れは可能と考える。

□町復興計画（第一次）の復興室の具現化について

問 町の復興業務は多種多様、室→課等の庁内横断的格上組織が必要と考える。

答 6月定例会に課設置条例の改正等を提案しており新設の復興推進課及び生活支援課の2課で対応。除染等については、放射線対策課で対応を予定している。



松本 清恵 議員

□檜葉町の復興再生について

問 町の復興・再生についてどういう姿を復興と考えているのか。

答 第一次檜葉町復興計画を基に、これまでとは違う新しい檜葉町をつくりだせるような復興を考えている。

問 帰町への具体的な取り組みをお聞かせ願いたい。

答 除染作業や瓦れき等の仮置き場、それを分別・減容する施設やインフラの復旧等、復興計画に基づく各施策を同時進行させながら、町民が安心できる環境を構築していきたい。

問 町が受けた損害賠償の請求はどのようにするのか。

答 生活支援課において損害賠償請求体制が整い次第請求する予定。

問 町民の損害へのサポートについてお答えいただきたい。

答 原子力損害賠償支援機構による相談事業や全国各地方弁護士会による説明会を開催し、すべての損害に確実にかつ迅速な賠償を求め取り組んでいく。

問 警戒区域から解除準備区域に移行する条件は何か。又、時期は何時ごろか。

答 損害賠償対応、除染、インフラ等、警戒区域設定下での規制を踏まえ、多くの課題を整理し移行を図る。時期は、皆様の意見を聞き、行政としての説明責任を果たしながら慎重かつ総合的に判断したい。

問 将来予想される低線量被ばくによる健康被害についてお答えいただきたい。

答 子供の健康管理や被ばく線量の測定も含め町民の被ばく状況を把握しながら、食品の放射能測定器の配備等、適切かつ合理的な対策を早急に進める。

□復興計画検討関係者の不祥事について

問 復興計画検討副委員長と委員の逮捕について町の対策は。

答 いわき市民に不安を与えたことに対し、市長に面会し町民を代表し謝罪した。又、町の役職は本人から辞任届が提出されている。檜葉町復興計画は、学識経験者や様々な立場の町民の方々に熱心にご議論いただき、またパブリックコメントや議員にも意見いただき策定された大変貴重なもので、この計画を基に新しい檜葉の礎をつくるべく全身全霊を傾けていく。

町政を問う いっぱん質問



松本重義 議員

□今後の町の動向について

問 帰町させるためには、何が優先と考えているか。

答 安心、安全の確保が最優先。高齢者は一日も早い解除を望んでいる。生活環境の整備とインフラの復旧も並行して取り組んでいく。

問 町の再開と方向性、指針はどのような形で行うのか。

答 復興計画に掲げる目標、基本理念に基づき、区域が見直された場合には除染、インフラ復旧、住宅再建・健康確保など本格的な取り組みを着実に進める。

問 生活圏の環境維持確立の現時点での形を伺いたい。

答 放射線量低減を優先し、国主体により平成24・25年度の2年で生活圏の除染を実施する予定。

問 補償と賠償について検討されている中で、現在どのような折衝が行われているのか。

答 指針に示されたものはもとより、明記されていないものも含め、被害の実態に見合った十分な賠償を確実に行う。

問 国の除染の効果は出たのか確認したい。

答 檜葉南工業団地と上繁岡地区でモデル事業が実施され、周辺地域の影響により低減効果の小さい地域もあるが、除染により放射線量は低減した。

問 インフラ整備の期間は約2年、経費は約20億の試算として報告があったが、今後はどのように進むのか。

答 町道や上下水道などのインフラ、文教施設関係、農地の地震津波被害など、現在の概算被害総額は約37億3000万円となる。インフラは、約2年間で復旧し、文教施設や農地被害は約3年間で実施したい。

問 公約をどのように政策に反映していくのか。

答 第一次復興計画との整合性を取りながら町政を進め、復興復旧に取り組んでいきたい。

問 警戒区域への車両の乗入について

答 区域解除までは通行証による自由な立入を要望したが、現行制度では認められないとの回答であった。引き続き要望していく。

問 町から委嘱される諸事業について検討・見直しをすべきと思われる。

答 直ちに見直しの予定はないが、今後は必要と考えている

問 所管事務の編成替えについて住民へのより良いサービスの提供につながるのか説明いただきたい。

答 生活支援の強化、除染を含めた放射線への対応の即時化、効率的な復興を目指し、統廃合も含め3つの課を新たに設置した。



草野公雄 議員

□町からの要望書に対する回答について

問 4月18日付の要望書の国の回答の考えを伺いたい。

答 インフラ復旧等6項目について4月26日付けで説明があったが、内容は具体性に欠け満足いくものではなかったため、引き続き要望していく。

□警戒区域見直しについて

問 4月中の町民対話集会では大半の町民が反対と受け取ったが町の考えは。

答 区域見直しの判断は皆様の話を参考にしかるべき時期に判断する。計画なども随時状況に応じて見直していきたい。希望をもって復旧復興を行うには何が必要かということも踏まえてしっかりと考えていく。

□町長のコメントについて

問 はっきりとしたコメントをしてほしい、国に順応するようなことがないように。

答 国に順応するような考えはない。町の責任者としてしっかり発信をしていく考えでいる。

□状況が進行していないことについて

問 賠償問題や除染が進んでいないが。

答 賠償については、国の解決姿勢が欠けているように感じられる。今後要請していく。川や森林等の除染計画等も策定するよう引き続き要請していく。

□対物賠償の固定資産評価額での算定について

問 賠償額が低くなる可能性があり、生活再建にはならない。

答 賠償基準は正式に示されたものではないが、その内容で国と東京電力で調整をしていると聞いている。町としては被害者救済に向け全ての賠償を求めていく。

□賠償格差について

問 格差が生じた場合の対応はどのようにするのか。

答 個々の賠償問題に対して足りない部分については、要望していく。専門の課の整備をしながら対応を講じていきたい。

□除染について

問 国の長期的目標値、年1 mSv以下というのは達成できるのか。

答 24・25年度2カ年で、全ての地域を年間追加被ばく線量を1 mSv以下に下げるのは厳しいが、その目標に向けしっかり進めていく。

□檜葉町の見直しについて

問 町の全体的な見直しについて率直な考えを伺いたい。

答 除染や復興計画に基づく施策を進め、町民が安心できる環境を構築していきたい。

町政と問う いっぱん質問



永山 広男 議員

□原子力災害を克服するための今後のあり方について

問 檜葉町は線量が余り高レベルではないと思われるが、年間1 mSvに被ばく線量を低減し、維持することは可能なのか。

答 環境省が発表している特別地域内除染実施計画では追加被ばく線量が年間1 mSv以下が達成されるまで対策を講じることとなっている。長期的には1 mSvまで低減することは可能であると考えている。除染後の環境維持に努める

問 ホットスポット的に線量の高いところについての調査は進められているのか。

答 除染事業に先駆け町全域の事前モニタリングを実施している。実際の除染の際にはより詳細なモニタリングを実施し、ホットスポットを探し出す作業も考えている。

問 除染の手法としてどの方法が最良であるのか。

答 国で除染モデル事業が実施され、除染方法の効果について検証が行われている。平成24年度の除染計画では、住宅地、学校、公園、道路、農地等の用途別に効果的な計画を立てており、実際の除染では住民の方々にモニタリング結果、除染の方法を説明した上で同意をいただき、除染を実施する考え。一元的な手法ではなく、個々の対象にあわせた除染を行いたい。

問 賠償について町の総合的に判断した考えは。

答 東京電力に対し、指針で明記された損害はもちろん、明記されなかったものも含め、賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速かつ公平、適正に賠償を行うことを求めていく。国に対しても復興に向けた取り組みの中で賠償面においても責務を果たすよう要請していく。

問 区域を変更し帰町が実現したとしても、町自身の生活基盤が整っていない状況では、どのようにして町の運営をされるのか。

答 住民の安全安心の確保、損害賠償等々、課題が山積しているが、除染の効果等を十分に見きわめ、生活基盤確保は進めるべき課題を一つ一つ克服して、復興、再生に向けて取り組んでいきたい。



安島 琢郎 議員

□帰還と区域見直しについて

問 現時点で檜葉町は、放射線管理区域レベル以上であり生活が不可能。室内放射線量率が1 mSvを区域見直し条件とすべきと思うが。

答 子供や妊婦に対して不安を抱かせない環境構築は極めて重要である。年間1 mSv以下に低減するよう除染に取り組んでいく。

問 区域見直し後、女性や子供も立入が可能となるので低線量被ばくについて、配慮が必要。除染で1 mSvまで下げるのは不可能と思われるが。

答 低線量被曝も含めて年間追加被曝線量を1 mSv以下に低減するよう除染に臨んでいく。リスクを考えた行政運営を念頭に今後進めていきたい。

問 区域見直し前にインフラ復旧及び賠償問題が先であり条件であると思うが。

答 絶対的条件とは言い切れないが、区域見直しは、檜葉町にとって極めて大きな問題であり、意向調査の賛否がほぼ同数となっている状況であることから、今後、議員や町民の意見を聴き、行政の説明責任を果たしながら慎重に判断したい。

□原発事故を踏まえた将来の町のあるべき姿及び役場の機構改革について

問 町民人口の激減、特に子供、若者の減少が予想される。町単独では正常な運営は困難であり、広域行政が必要だと思うが。

答 先ずはそうならないように努めるべきところが現在の考え。しかしながら、相当程度の困難を想定した場合、今後は広域的政策、広域的行政需要を見きわめつつ、郡内各町村が協力して広域的な連携による復興の体制の構築に努めることも必要であると感じている。

問 町長は選挙中、中間貯蔵施設は反対だと言っていたが、就任してから当町で発生する廃棄物は受け入れるようなことを言っていたが

答 中間貯蔵施設の設置は、町以外から高線量の廃棄物が持ち込まれる可能性があるということで、政府の考え方については絶対反対だと示してきた。しかし、自分のところを除染して出たものは自分のところで保管をすべきだという考えはこれまでも申し上げてきたことである。

町政と問う いっぱん質問



大和田 信 議員

□町の復興に向けて

問 町から国に要望している事案はあるのか

答 2月に町として放射線測定や除染体制の構築、損害賠償、生活支援の実施など7項目にわたる要望を平野復興大臣へ直接提出。4月に福島第一、第二原子力発電所の安全性の確保やインフラ復旧など6項目の要望を提出した。4月22日には各担当大臣等に対し直接意見の申し入れを行った。町議会においても、原子力災害特別委員会の活動として4回ほど要望活動をいただいている。今後、郡内各町村等との連携を図りながら、国や東京電力に対し要望を継続していく。

問 作物の試験栽培について、対象地域選定理由をお聞きしたい。また、ため池（堤）水利用の土地や二本松、福島などで検出された地形を持つ土地などを考慮したのか。

答 試験圃場は、津波被災地区を除き、キログラム当たり5,000ベクレル以下の地域で線量の比較的高い地域、中程度の地域、低い地域に分け町内10力所を選定している。また、ため池の水を利用した箇所や森林に隣接した箇所も選定。試験栽培に当たっては、東京大学農学部、さらにはアイソトープ総合センター及び福島県双葉農業普及所に助言、指導をいただき実施している。

問 避難生活の中で移動手段を持たない町民のために、仮設住宅間に移動バスを走らせる考えはあるのか。週に1度でも走らせていただきたい。

答 昨年からは仮設住宅を中心に買い物、病院バスや国土交通省の制度を活用し復興支援バスを運行しており、現在も同様の形態で継続しているが、仮設住宅がいわき市内の広範囲に点在していることからすべての仮設住宅間を連絡しているものではない。

町民同士のコミュニティーの形成や利便性を高める点で大変重要な位置づけであるというふう考えている。高齢者のみならず、子供の送り迎え等々も視野に入れながら今後対応したい。

問 山合いの多い檜葉町では、セシウムの移動を見るためにも地形を考慮した試験栽培をお願いしたい。

答 県内の試験栽培の結果などの情報を集めながら、来年度以降の試験栽培の方法や場所の選定については検討したい。



山田 昭 議員

□復興・復旧に対する町長の方針について

問 震災・原発災害の被害町、被害町民の代表としてどのように感じているか

答 賠償はもとより、復旧、復興へ向け国、関係機関等に町民の声を代弁し、復興に努めていく。

問 仮設住宅や借上げ住宅で、長期間不自由な生活を強いられ、精神的にも肉体的にも限界である。この現状においてどのようにリーダーシップを発揮し、問題を解決していくのか。

答 首長として言うべきところをしっかりとっていく。また、賠償、除染にしっかり取り組み、元の環境に戻していくという強い思いで行政運営に努めていく。

問 復旧復興においては、警戒区域のまま除染、インフラができるよう国、東電に強く要望していただきたい。

答 警戒区域にあってやるべきところについては6項目を挙げて、これができなければ区域見直しに応じないということを強く要望してきている。

□町民の安全・安心と中間貯蔵施設について

問 中間貯蔵施設についてどのように考えているか。

答 政府が示す中間貯蔵施設の設置方針は、高線量の放射線廃棄物をほかの自治体より我が町へ持ち込むもので安易に容認できない。

問 選挙の公約として、中間貯蔵施設にかわる施設をつくと述べていたが具体的にどのようなものか。

答 町内の除染で出る廃棄物は町内で保管をするというような基本的な考え方である。

問 国と町との中間貯蔵施設の話は消滅したのか。

答 国が示す中間貯蔵施設については絶対反対である旨を伝えてあるが、国においてこの話が消滅したのかは、現在、国からはっきりした話は無い。

問 第一、第二原子力発電所の現在の状況下での町民の安全、安心についてどのように考えているか。

答 町の復旧、復興に向けた町民の帰還については、原発事故の収束が第一であると考え、安全、安心を担保することが重要と認識している

問 第一原発から今も毎時、1,000万ベクレルのセシウムが放出されている状況で、町民を戻しても本当に安心・安全なのか

答 国や東京電力からは健全性評価をもらっている。実際に帰還するときは、さらに検討を行う。

町政と問う いっぱん質問



松本 喜一 議員

□原発の安全性と今後のまちづくりに対する基本姿勢について

問 原発が安全なのかが一番重要な問題だと思うが、町は立入検査をしているのか、また、していなければ、今後どのような手段をもって安全を確認するのか。

答 福島第一原子力発電所については、冷温停止状態に達したとの見解が政府から出ている。町としては、原子力発電所周辺の安全確保に関する協定に基づき、県及び各立地町との連携を図っていきたい。

問 これまで国及び東京電力は五重の壁で囲まれ安全と言っていたが、現況は1.5mある壁も無く、仮設のパイプが張り巡る様な状態で国が安全だといっても信用できない。原子力に関して、専門員を雇って検証する必要があると思うが。

答 専門性がある分野であることを踏まえ、政府や国会の事故調査委員会の報告を注視するとともに、必要性を十分認識した上で県との連携を図りながら検討したい。

問 国で定めた防災計画の見直しについては？

答 避難に対して、山麓線からいわきへ入る1系統で混雑し5時間以上もかかった。これらを含めて複合的に今後の防災計画の見直しを進めていきたい。

□東京電力の補償について

問 新しく課を設置して対応すべきである。

答 行政機構の見直しや支援機構の活用等により損害賠償請求に対する支援体制の構築に努める。

□仮設及び借上げ住宅入居者への今後の対応について

問 ひとり暮らしの高齢者、身体の不自由な人等いろいろな悩みを抱えている人たちの問題が山積していると思うが、住民が気軽に接しやすい行政の対応が必要ではないか。

答 避難状況の把握が最も大切であり、必要に応じ適切な支援を話し合い、対応していくことが肝要であると考えている。課の組織見直しも含めて職員の意識改革に努めていく。

現地視察写真

《福島第一・第二原子力発電所視察》



《除染現場状況視察》





議会全員協議会

6/14
開催

協議
事項

1. 除染モデル実証事業結果報告
2. 除染技術実証事業「ウェットブラストによる除染瓦礫の自動除去システム」

環境省の除染チームの職員並びに業者などが出席し説明が行われ、南工業団地及び上繁岡地区における除染モデル実証事業の結果について、ホットスポットを中心に除染を行ったことや除染方法や除去土壌仮置き状況、民家の屋根、壁など除染方法によっては効果が小さいことや、路面など効果が低かったところはあるが、概ね低減効果が見られたことなどを報告しました。また、水と研磨材の混合液を噴射し除染を行う、ウェットブラストシステムについて業者より説明があり、議員からは、除染物質の保管や管理、今後の処理、除染の低減効果に対する不安、除染の徹底などについて、質疑や要請が行われました。

7/19
開催

協議
事項

1. 檜葉小・中学校中央台仮設校舎・園舎整備事業概要
2. 警戒区域の見直し

いわき市中央台に整備される檜葉町小・中学校仮設校舎について、町担当者より、8月～11月までの工期で整備されることや使用期間が平成27年3月までとなっていること、意向調査による入校希望者数、施設の概要などの説明がありました。檜葉町内で建設途中となっている中学校建設の継続や帰還が延長した場合の使用期限、子供たちが帰るための基準等について協議されました。

続いて、区域見直しについて、柳澤環境副大臣や環境省、復興庁、原子力安全保安院の職員などが出席し、先に提出された、議会からの意見書及び町からの要望書への回答として、原発の安全確保・完全収束に全力で取り組むことやインフラ復旧や除染、住民立入を進めるには区域見直しが必要であること、賠償については、実情を踏まえ十分配慮すること、除染の徹底、健康管理に万全を尽くすこと、避難者の住宅購入等に係る消費税減免や雨漏り修理の先行実施は困難であることなどの回答があり、目標値の1 mSv / 年以下実現の確認や、意見や要望が認められなければ見直しには応じられないこと、財物賠償の算定基準などについて協議されました。

8/7
開催

協議
事項

1. 警戒区域再編に至る経過と今後の対応

8月10日の警戒区域再編を受け、その経緯や今後の対応についての協議が行われました。

町からは、停滞するのではなく、インフラ復旧や除染等を進め、一日でも早く故郷を取り戻すための復旧復興への歩みが重要と考え、意向調査や町政懇談会などの意見等を踏まえ、熟慮した結果の区域見直しであることや住民が立入る際の方法・注意点、見直し後の対応などの説明があり、今回の再編にあたり、議会への説明・承認要請などがなされていないことや今後町を復興する上で、議会と町当局の連携が必要不可欠であり、統一した意思のもと進んでいくため情報共有の場が必要であることなどが協議されました。



東日本大震災並びに原子力災害に関する特別委員会活動

◆福島第一・第二原子力発電所の視察について

4月19日、東京電力福島第一・第二原子力発電所の現地視察を行いました。

第一原発では、安全確保のためバス車内からとなりましたが、原発構内の建屋等を外部より視察、その後、第二原発において、停止中の原発建屋内部の視察を行いました。

質疑応答では、参加した委員より漏水箇所の確認や政府・東電発表の信憑性、現在の進捗や安全性の確保の状況、災害時の対応策等について話し合いが行われました。



◆町政懇談会への参加について

県外において、7月中に開催された町政懇談会へ参加しました。

開催地は、千葉県、埼玉県、神奈川県、東京都、茨城県、新潟県の6地域で行われ、県外に避難されている皆さまの貴重なご意見を聴くことが出来ました。



◆檜葉町除染状況現地視察について

8月3日、檜葉町内における除染状況の確認を行うべく現地にて視察を行いました。

当日は、環境省の担当者や除染施工業者、町職員などが同行し、乙次郎地区や上繁岡のモデル地区、波倉地区の除去物保管現場、岩津地区瓦礫集積場などを視察、環境省の担当者などには、住民説明会と現場の除染方法や範囲に違いがあることや住民に対する対応、除染の効果などについて、質疑や要請が行われました。

